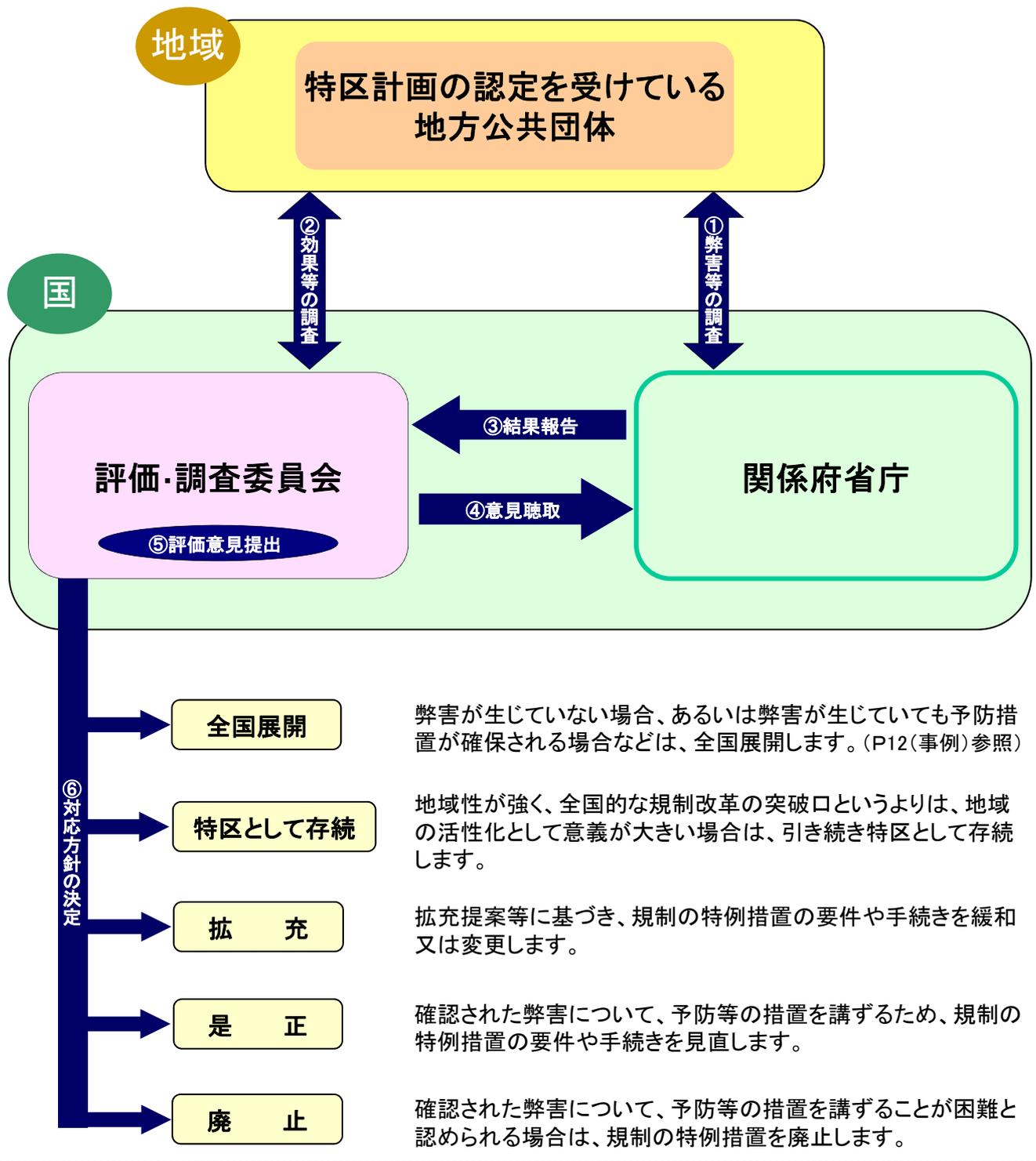


IV 規制の特例措置の評価について

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、規制の特例措置の実施状況に基づき評価を行い、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、原則として全国展開します。

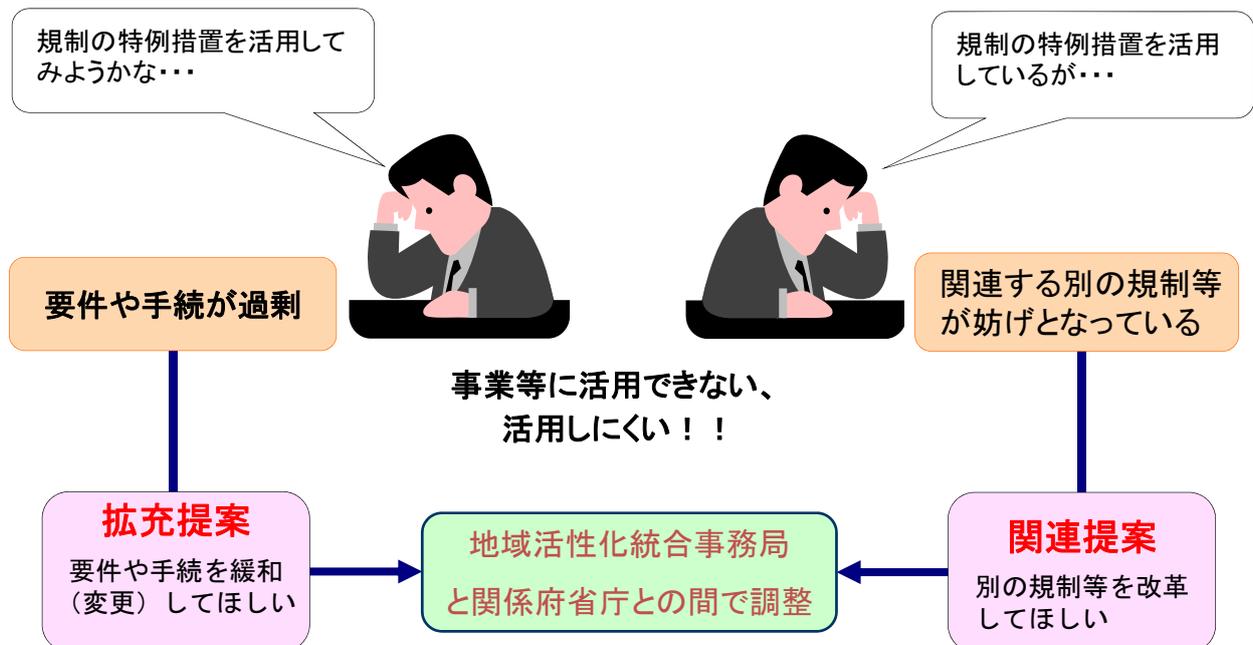
その他、地域性が強い規制の特例措置については特区において当分の間存続させるなどの対応を決定します。



- ① 関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、弊害の発生の有無等に関する調査を行います。
- ② 評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行います。
- ③ 関係府省庁の長は、調査の結果を評価・調査委員会に報告します。
- ④ 評価・調査委員会は必要に応じて関係府省庁から意見を聴取します。
- ⑤ 評価・調査委員会は、①～④の結果を踏まえ、規制の特例措置の評価を行い、本部長（内閣総理大臣）に意見を提出します。
- ⑥ 評価・調査委員会の意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部が政府の対応方針を決定します。

拡充提案・関連提案

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集します。これらの提案がある場合、関係府省庁と調整を行い、その結果については、評価において活用するため、評価・調査委員会に報告します。



【評価・調査委員会についてはこちらから】

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka_chousa.html